

事務所通信

2005年12月号

No. 6



～ お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします ～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

お伝えしたいこと

～ 現況調査 ～

税務調査と聞いただけで、頭の重くなる社長さんは少なからずいます。

普通、調査に来るとき調査官は、あらかじめ事前通知をしてやってくるのですが、時には調査日の通知なしで突然やってくる場合があります。これを税務署では「現況調査」と言っています。

現況調査は、

- ①不正の疑いのある場合
- ②証拠隠滅の恐れのある場合
- ③現金売上が主体の場合・・・等に多く行われます。

調査日時をあらかじめ知らされていれば、現金残高を合わせたり、見られてまずいものがあれば処分してしまうでしょうから、予告なしで来るのです。

現況調査1日目で行うことは、

- ①現金の実際有高と現金出納長との突き合わせ
- ②金庫や机の引き出しの中の書類やメモの調査・・・等です。

中でも現金残高の調査は、ほとんどの場合行われます。

帳簿に売上を記入しないでいても、現金が残っていれば売上計上漏れがあると指摘されるわけです。売上はきちんと記帳していても、現金残高が帳簿残高と合っていないと売上計上漏れが、あるのではないかと疑われるのは、間違いありません。

常に現金残高を確認していれば、税務署が突然来ても安心です。また従業員に金銭の管理を任せることも可能になります。

なお、従業員がきちんと経理してるかどうかをチェックする方法は、当事務所職員に直接お聞きください。

税務署は7月が定期異動の時期なのですが、異動後最初の調査の時、今年度は調査が多くなると、担当の調査官がもらしました。でも、どうやら本当らしいのでくれぐれもご注意ください。

くわばら、くわばら・・・



所長 加藤輝守

贈与税

贈与税の計算は、1月1日から12月31日までの1年間に、贈与を受けた財産の合計額から基礎控除額の110万円を控除して、その残額に税率を掛けて計算します。1年間に2人以上の人から贈与を受けた場合には、その合計額から基礎控除額110万円を控除し、税率を掛けて贈与税が計算されます。

● 贈与財産の評価方法

財 産	評 価 方 法
預貯金	定期預貯金の場合・・贈与時の預入金額+(既経過利子の額-源泉税の額) それ以外の預貯金・・その時点における預入金額
宅 地	路線価方式(路線価×地積)か倍率方式(固定資産税評価額×倍率)で評価
家 屋	固定資産税評価額で評価
書画骨董 貴金属	売買実例価格などをもとに評価
株 式	上場株式・・贈与日の終値などで評価 上場会社以外の株式・・会社の規模や業績、持ち株の状況、純資産価格などから計算

● 贈与税の計算式

$$\text{課税価格(贈与により取得した価格-基礎控除額)} \times \text{税 率} - \text{控除額} = \text{贈与税額}$$

● 贈与税の速算表

課税価格(基礎控除の110万円控除後)	税 率	控除額
200万円以下	10%	0円
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1000万円以下	40%	125万円
1000万円超	50%	225万円

上記が贈与税の計算の基本的な流れです。もう少し詳しく説明しますと、もらった財産から控除できるもので基礎控除額(110万円)の他に配偶者控除等があります。

● 配偶者控除

贈与税の課税価格から最高2000万円を控除できます。条件として結婚して20年以上の夫婦間における贈与で、居住用不動産そのものの贈与、または居住用不動産取得のための金銭の贈与を受けて、翌年3月15日までに居住用不動産を取得したもので、同一の配偶者からの贈与について過去にこの配偶者控除を受けたことがなく、贈与を受けた配偶者がその取得した居住用不動産に居住し、その後引き続き居住する見込みがある場合です。

～ また、贈与税には住宅取得資金の贈与の特例と相続時精算課税制度というものがあります。 ～

● 住宅取得資金の贈与の特例

自分の父母や祖父母から住宅の取得や一定の増改築のための金銭の贈与を受けた場合、一定の要件(贈与を受けた年の所得が1200万円以下。取得する家屋の床面積が50㎡以上で、その50%以上が居住用のもの。過去5年以内に本人、配偶者の所有する住宅に居住していないこと。取得した家屋は新築または築後20年以内の耐火建築物以外の建物、または築後25年以内の耐火建築物。過去にこの特例の適用を受けていないこと。など)のもとで550万円までは無税、1500万円までは税額が軽減されるものです。なお、この制度は、平成17年12月31日で廃止が決定されています。

● 相続時精算課税制度

贈与を受ける人が20歳以上の推定相続人、贈与した人が65歳以上の親(年齢は贈与した年の1月1日現在)でこの制度を選択した場合に受けられる制度です。詳しくは事務所通信9月号に書かれていますのでそちらをご確認下さい。

贈与税の申告期限は、贈与があった年の翌年3月15日です。忘れずに申告しましょう。

労災保険とペナルティ

労働者を雇っている事業者は、必ず加入することが法律で義務付けられている労災保険ですが、実際のところ未加入の事業者が依然少なくありません。そこで厚生労働省は労災保険未加入の事業者に対するペナルティを、平成17年11月1日から強化しました。

事業主が加入手続きを怠っていた期間中に労災事故が発生した場合

① 未納部分の保険料

保険料2年分 + 10%追徴

② 労災保険から労働者等が給付を受けた金額

給付額の100%

又は、

給付額の40%

（行政機関から加入の指導を受けたにも関わらず手続きを行っていなかった場合）

（行政機関から指導は受けてはいないものの1年以上手続きを行っていなかった場合）

①と②の合計金額を支払うことになります

ペナルティを支払った場合、個人の場合は必要経費、法人の場合は損金算入することができますが、労災保険加入は、法律上で全事業者に対して義務付けられているものです。さらに、未加入であることによるペナルティは、上記のとおり労災保険給付金額の100%又は40%などといずれも高額であることから、くれぐれも忘れずに加入・納付を心掛けましょう。

紛失注意!!

11月号でもお知らせしましたが、今年度より年末調整や、確定申告にて国民年金の控除を受ける場合、証明書の添付が必要となります。

右のようなハガキが、11月の初めぐらいに届いていると思われれますが、大切に保管しましょう。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書																																																																				
被保険者氏名	山田 太郎		様																																																																	
住所	東京都中央区																																																																			
あなたが、平成17年中（1月1日から9月30日）に納付した国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。																																																																				
証明日 平成17年9月30日																																																																				
社会保険庁総務部総務課																																																																				
平成17年中の納付済保険料額																																																																				
①納付済	納付済保険料の証明額		1,341,888円																																																																	
〔ご参考〕																																																																				
②見込額	証明日後から、17年中に納付が見込まれる保険料額		27,168円																																																																	
③合計額	見込額を含む合計額 （①納付済+②見込額）		1,369,056円																																																																	
<p>① 上記の「①納付済」額の証明額は、平成17年1月1日から9月30日までの間に納付していただいた保険料額の総額です。</p> <p>② 上記の「②見込額」は、証明日時点での納付方法で引き続き年末までに納付していただく場合の保険料額を表示しています。</p> <p>③ 「③合計額」は、「①納付済」と「②見込額」欄の額の合計額です。</p> <p>④ 以下の場合は、②見込額を表示してありませんのでご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に他の年金制度（厚生年金保険等）の被保険者となっている場合 平成18年3月までの保険料を前納されている場合 保険料の未納期間があるなど、今後の納付が予測できない場合など 																																																																				
<p>志の「①納付済」欄の証明額は、下記の「済」で表示した月分の保険料額を合計しています。また、「②見込額」欄の額は、「見」で表示した月分の保険料額の合計額です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th colspan="12">納付対象月</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16</td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>済</td> </tr> <tr> <td>平成17</td> <td></td> <td>済</td><td>済</td><td>済</td><td>済</td><td>済</td><td>済</td><td>済</td><td>済</td><td>見</td><td>見</td><td>見</td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○口座振替で毎月納付されている方へ 保険料の納付期限は、翌月末日（末日が休日等の場合は翌月最初の営業日）です。このため、11月分保険料（早割の方は12月分保険料）の納付期限は、12月31日が休日のため、翌年1月4日となりますので、その保険料は見込額に含めておりません。（翌年分の控除対象となります。）</p> <p>○社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ 上記の「①納付済」欄の額または、「③合計額」で申告される場合は、申告書を提出する際に、この証明書を添付等していただければ、領収証書の添付等は必要ありません。 ただし、証明日後から12月31日までの間に、上記の「済」または「見」以外の月分の保険料を納付していただいた場合は、その額を左記の「①納付済」欄の額（②見込額がある場合は、「③合計額」の額）に加盟した額を申告してください。その際は、加盟した分の領収証書も添付等が必要となります。</p>													年	月	納付対象月														1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平成16													済	平成17		済	済	済	済	済	済	済	済	見	見	見	
年	月	納付対象月																																																																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																							
平成16													済																																																							
平成17		済	済	済	済	済	済	済	済	見	見	見																																																								

退職時の手続き

● 社会保険、雇用保険の資格喪失手続きをしましょう

- ・ 社会保険
「社会保険被保険者資格喪失届」を退職日の翌日から5日以内に社会保険事務所に提出します。この時一緒に健康保険証(被保険者証)を添付するため、忘れずに返還してもらうようにしてください。
- ・ 雇用保険
「雇用保険被保険者資格喪失届」と、退職者が退職後に失業給付を受けようとする場合に給付額等の決定に必要な「雇用保険被保険者離職証明書」を事業所を管轄するハローワークに提出します。また、そのときに離職票が交付されますので受け取ります。

● 住民税の特別徴収を行っていた場合は…

退職者が住民税の特別徴収を行っていた場合、「特別徴収に係わる給与所得者異動届」を退職者の居住する市区町村に提出します。

● 離職票、資格喪失証明書、源泉徴収票を作成し退職者に渡しましょう

- ・ 離職票…雇用保険資格喪失手続きをするとハローワークから交付される票です。
- ・ 源泉徴収票…退職年の1月1日～退職日まで支払った給与と徴収した社会保険料・源泉徴収した金額を記したものです。年末調整までには郵送しましょう。
- ・ 資格喪失証明書…社会保険を抜けた日付とその他を明らかにする書類で会社側で作成して本人に渡します。書式は都道府県によって異なります。(退職者が市町村役場に提出します)

● 退職証明書を発行しましょう

退職者から退職時に、その退職者の使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金または退職の事由について証明書の請求があった場合は遅滞なく交付しなければなりません。また、この証明書には、退職者の請求しない事項を記入してはいけません。

● 退職金を支給する際に…

退職者に支払う退職金については、源泉徴収をしなければなりません。そこで「退職所得の受給に関する申告書」を退職者から支払者(会社)に提出してもらい、会社はそれを元に所得税を計算し退職金から差し引いて納付します。この申告書は税務署長から特に提出を求められた場合を除いて、会社が保管することになっています。この申告書が会社に提出されない場合は、退職金の額の20%を源泉徴収して納付することになります。

また、この時の「退職所得の源泉徴収票」も退職者に渡します。

【計算方法】

- ・ 申告書の提出あり… $(\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ に対する所得税を源泉徴収
- ・ 申告書の提出なし…退職金の額の20%を源泉徴収

● 退職に当たって退職者に渡すものを確認しましょう

離職票(2種)・資格喪失証明書・源泉徴収票・退職証明書(請求ある場合のみ)・雇用保険被保険者証

※会社は退職者の労働者名簿・賃金台帳その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存する義務があります。

大法人申告所得ランキング

◆◆◆ 全体の申告所得金額は3兆円増加 ◆◆◆

国税庁はこのほど、平成16年度(H16.4～H17.3)に決算期を迎えた資本金30億円以上の法人の申告所得状況と申告所得上位企業を公表しました。トップは6年連続でトヨタ自動車となりました。また、50位以内の連結納税法人は、H15年度では1社しかランク入りしませんでした。H16年度は4社のランク入りとなりました。

平成17年10月/国税庁

順位	平成16年度(当期)			平成15年度(前期)		申告所得金額 の対前年比 %
	法人名	決算月 月	申告所得 百万円	順位	申告所得 百万円	
1	トヨタ自動車(株)	3	922,847	1	793,299	116.3
2	東京電力(株)	3	387,449	11	263,617	146.9
3	日本生命保険(相)	3	364,828	3	402,876	90.5
4	キャノン(株)	12	361,554	7	291,109	124.1
5	ジェイエフイーホールディングス(株)	3	※ 355,648	-	-	-
6	武田薬品工業(株)	3	329,904	5	317,223	103.9
7	関西電力(株)	3	324,552	6	315,109	102.9
8	東日本旅客鉄道(株)	3	272,314	9	275,013	99
9	新日本製鐵(株)	3	267,674	37	83,055	322.2
10	野村ホールディングス(株)	3	※ 236,877	12	※ 228,839	103.5
11	中部電力(株)	3	233,297	10	265,952	87.7
12	本田技研工業(株)	3	230,311	4	336,675	68.4
13	KDDI(株)	3	213,948	16	152,829	139.9
14	第一生命保険(相)	3	212,318	28	104,065	204
15	明治安田生命保険(相)	3	212,262	-	-	-
16	九州電力(株)	3	178,011	14	157,760	112.8
17	東海旅客鉄道(株)	3	161,974	19	139,111	116.4
18	(株)デンソー	3	159,308	17	147,228	108.2
19	日産自動車(株)	3	157,666	8	279,031	56.5
20	(株)セブン-イレブン・ジャパン	2	153,878	15	153,658	100.1
21	シャープ(株)	3	※ 143,410	20	122,408	117.1
22	日本アイ・ピー・エム(株)	12	127,158	22	116,817	108.8
23	(株)商船三井	3	122,701	42	78,545	156.2
24	日本たばこ産業(株)	3	118,552	25	109,723	108
25	東京海上日動火災保険(株)	3	113,563	23	116,020	97.8
26	任天堂(株)	3	112,804	-	-	-
27	(株)ブリヂストン	12	109,510	-	-	-
28	アコム(株)	3	108,726	21	119,120	91.2
29	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	3	107,070	18	145,404	73.6
30	東京瓦新(株)	3	106,457	26	105,631	100.7
31	東北電力(株)	3	104,650	30	99,143	105.5
32	国際石油開発(株)	3	103,182	45	75,407	136.8
33	ファナック(株)	3	99,245	49	71,044	139.6
34	(株)武富士	3	99,009	24	110,986	89.2
35	アイフル(株)	3	92,108	33	90,241	102
36	プロミス(株)	3	88,263	36	86,857	101.6
37	花王(株)	3	86,045	34	89,009	96.6
38	日本郵船(株)	3	84,857	-	-	-
39	日亜化学工業(株)	12	84,017	35	88,133	95.3
40	西日本旅客鉄道(株)	3	81,043	31	92,890	87.2

※ を付した金額は、申告連結所得金額である。

消費税課税事業者となる皆様へ

平成15年度の消費税法の改正に伴い、平成18年の確定申告では新規に課税事業者となる個人事業者は120万人ほど増加するとされております。

それに伴い、消費税の申告にかかり簡易課税制度を選択する場合には、「**簡易課税選択届出書**」を提出する必要があります。通常であれば提出期限は課税期間の前日までですが、**平成17年に限り特例として、年内中の提出が認められています。**

新たに平成17年分より課税事業者となり、簡易課税制度の方が有利と予想される方は、年内中に届出書の提出を忘れずにしましょう。また、18年分より簡易課税制度を選択したい事業者も、届出の提出期限は、平成17年の年内中となりますのでご注意ください。

なお、簡易課税届出書を一旦提出してから、**簡易課税を取りやめて一般課税を選択し直すことも**今回は、**特例として年内中は認められています。**

※簡易課税制度…平成16年の課税売上高が、1,000万円超、5,000万円以下の事業者が選択できます

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
12月21日(水) 午後6時～午後8時	テルモ経営研究会 「(株)武蔵野ビデオ研修」	加藤税理士事務所	加藤 輝守	1,000円

～ おもしろ雑学 ～ カゼ

ずいぶん寒くなって来ました。カゼをひいていませんか？
鼻水の確実な止め方は、仰向けに寝て、両足をエイッと頭の方へ曲げてもっていき、手で腰を支える。しばらくこうしていると、不思議と鼻水が止まってしまう。

金魚もカゼをひく。季節の変わり目とか、低温が長く続くときにカゼをひきやすい。カゼをひくと金魚はあまり動かず食欲がなくなり、壁や石に寄りかかったりして元気がなくなります。

教育マガジン「ヨッパリ」-おもしろ雑学集より（担当：小森）





休日カレンダー



12月(師走)December

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 伊藤・原
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23 天皇誕生日	24
25	26	27	28	29 年末休暇	30 年末休暇	31 年末休暇
H18 1 元旦	2 振替休日	3 年始休暇	4 年始休暇	5	6	7 倉又・田中

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日は、当番制です。名前の書いてある者のみ出勤です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

12月の税務

- 平成17年12月12日 本年11月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
- 平成17年12月31日 12月決算法人、個人事業者「消費税簡易課税選択届出書」提出
- 平成18年1月4日 H17年10月決算法人 法人税等確定申告・納付
- H17年10月決算法人 消費税確定申告・納付
- H18年4月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付
- H18年4月決算法人 消費税中間申告・納付

会社の広告お手伝いします！！

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。
また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発刊の
事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

あとがき

季節も秋から冬へとゆっくりと移り変わってきました。
寒い季節になると風邪をひきやすくなります。風邪をひかないための予防策として①うがい ②マスク ③保温 ④加湿 ⑤手洗い ⑥人混みを避ける . . . etcがあります。
今年も残りわずかとなってきました。予防をしっかりと健康管理に気をつけ、毎日をすごしていきたいと思えます。

原